

やさしい手仙台虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待防止検討委員会その他組織に関する事項

(1) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置する。

(2) 委員会の委員長は社長が務める。

(3) 委員会の委員は、課長以上の者及び各事業所・施設の管理者とする。

利用者・家族、社外の虐待防止の専門的知識を有する者を委員とすることができる。

管理者である委員は、各事業所・施設における虐待防止のための措置を担当する「虐待防止責任者」とする。

(4) 委員会は、年2回以上、身体拘束の適正化に関する事項と併せて、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待防止に関する基本理念及び行動指針の周知等職員への啓発に関すること。

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤虐待が発生した場合の通報に関すること。

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本的方針

現任職員に対して、年1回以上研修を実施する。

新規採用職員については、初任者研修時に実施する。

他部門からの異動職員については、着任から1ヶ月以内に実施する。

研修の実施内容は記録し、5年間保存するものとする。

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本的方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所・施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所・施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関等に説明を行う。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は当社ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市町村の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8 苦情解決の体制

虐待防止責任者は苦情受付担当者として、各事業所・施設における利用者・家族等からの虐待等に関する苦情を随時受け付け、社内の規定に則り対応するとともに、必要に応じて外部の相談窓口を紹介するなど解決を図るものとする。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。